

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要

資料1

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ(案)	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性		必要性	ポストごとの審議会意見
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)		
1	大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	副理事長 (常勤)	<p>【大阪府住宅供給公社 常務理事(常勤)】 《人的関与の必要性が認められる》</p> <p>当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、府営住宅約12万戸の計画修繕、約3万戸の管理・運営等を行っている。(平成30年度末時点)</p> <p>約1,400億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約360億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA-安定的)の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○財務基盤の強化、自立化に向けた組織体制の構築 ○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上、公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「住まうビジョン・大阪(令和3年12月)」における施策の方向性に基づく事業の展開 ○府営住宅計画改修の適正執行 ○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施</p> <p>【法人課題と対象役員の職務との関連性】</p> <p>【副理事長(常勤)】 ○公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「住まうビジョン・大阪(令和3年12月)」における施策の方向性に基づく事業の展開 ○府営住宅計画改修の適正執行 ○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施 ○建設工事等審査会の総括 これら事項等について、重要事項を理事長が対応し、その他の事項は副理事長が対応。</p> <p>加えて、公社の経営改善を図るとともに事業の総合調整にかかる関係機関のトップとの協議等においても理事長及び副理事長が対応。</p>	A- 6	<p>-----【A】-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅の稼働率向上、住宅ストックの有効活用のため、保育所行政を巻き込んだ共働き世帯への支援の推進に期待。 外部との連携による課題解決の必要性が認められる。 府民の住環境に関わり深い団体であり、府政策との関連性が高いと認められる。財務基盤の強化は長期視点で重要な課題。 重要性が認められる。 大阪府の住宅施策において、特に優良な賃貸住宅の維持・提供において重要な役割を担っている。また、今後も優良な公営住宅の維持のため計画的に修繕を行うことや、空き家対策、ストック活用有効計画の着実な実施が期待されている。 府にとって重要かつ簡単では無い取り組みと考える。 	A- 4	<p>-----【A】-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅ストック有効活用のため、認可保育所誘致・併設には府の主体的な関与が必要。 外部との連携はトップマネジャーに準ずる地位の職務と考えられ、関連性が認められる。 関連性が認められる。 関連が十分に認められる。 <p>-----【B】-----</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの観点から府との協議が必要とされる場面は多いと考えられ、必ずしも府関係者でなければならぬ理由は無いと思われるが、職務との関連性はある程度認められる。 公社の性質上、一定の関連性は認められる。 公的賃貸住宅の量の縮減に向けて、市町村の協議会など、経営基盤等の強化への取り組みや管理スパンが拡大すること等は認められる。 そのため、法人トップの元に、副理事長を配置、所掌させる必要性については、現状の業務とどのくらい異なるのか、具体的にはわからないため、判断しづらい部分がある。 	認- 6	<p>-----【認められる】-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 妥当であると考えられる。 公社が府と円滑な協議を行い課題解決する上で、府関係者の配置がプラスになることが概ね認められる。 副理事長を置くことで、より積極的に大阪府の住宅施策に寄与されることを期待する。特に、住宅確保要支援者等への対応。 <p>--【条件付きで認められる】--</p> <ul style="list-style-type: none"> 府の施策にそった運営が求められるため、関与の必要性はある。しかし、経営戦略面での関与は必要でも経営戦略面までは不要と考えられる。 	認	<p>当該法人は、約21,400戸の公社賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約117,000戸の計画修繕業務等を行うなど、優良な住宅、住環境の供給を行うという府施策を補完する役割を担っている。(令和3年度末時点)</p> <p>約1,300億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約305億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA-安定的)の維持及び計画的な発行、公社賃貸住宅ストックの有効活用や、更なる住宅稼働率の向上等、財務基盤の強化に取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>今後は、公的賃貸住宅の管理戸数縮減への取り組みが予定されており、当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は一定認められる。</p>
					B- 0		B- 3	条- 1				
					C- 1		C- 0	不可- 0				
					D- 0		D- 0					